

淀川水系流域委員会 第6回猪名川部会検討会（2003.9.22開催）結果概要

03.10.7 庶務作成

開催日時：2003年9月22日（月） 9:30～12:50

場 所：axビル 4階 アクスネットC・Dルーム

参加者数：委員8名 河川管理者14名

1 決定事項

- ・ 10月9日～12日くらいまでの間に、猪名川部会を開催する方向で調整を行う。
- ・ 全委員を対象として予定されている整備内容シートへの意見募集について、猪名川部会委員は、少なくとも猪名川に関連する部分については意見を提出する。
- ・ 整備内容シートについて、猪名川に関連する事業についての意見は猪名川部会にて集約を検討する。各委員から寄せられた意見を池淵、田中（哲）、畑、本多、松本各委員にて整理・集約して部会にて検討する。

2 審議の概要

意見書とりまとめに向けた意見交換

- ・ 資料2-1「猪名川部会とりまとめ（案）」をもとに意見交換が行われた。これに対し、委員から出された主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

3 主な意見

<意見書とりまとめに向けた意見交換>

)資料2-1「猪名川部会とりまとめ（案）」について

目標とする降雨の規模について

- ・ 猪名川の狭窄部上流の浸水被害解消対策の目標を既往最大規模の降雨とするのは、治水学において、水分統計学による確率洪水の考え方が主流になってきた今、時代に逆行しているのではないか。
- ・ これまでの河川整備の計画は、整備目標（例えば、200年に一度の洪水に耐えるような計画）を計画期間内に実現することがほとんど不可能であった。河川整備が計画通り進まなかったことが、住民の不信感を生む一因になった。20-30年の整備計画であれば、20-30年の間で実現できる計画内容とすべきである。

猪名川部会としては、「現計画で目標としている降雨レベルについては再検討頂きたい」との意見としたい。（田中リーダー）

この部会で具体的な降雨レベルを決めるのは難しい。具体的な目標値については治水部会の方で検討いただきたい。（田中リーダー）

狭窄部の開削と余野川ダムについて

- ・ 猪名川部会とりまとめ（案）の「浸水軽減策」では、「狭窄部は、当面の間、開削しないという方針は堅持する」としているが、委員の中ではまだ意見が分かれている感がある。

狭窄部は自然環境、景観を構成しているうえ、人為的に開削することで下流に負荷をかけるため、「原則として開削しない」という原則が出てきた。猪名川の銀橋の狭窄部がそれに値するものでないとするれば、開削を検討してもよいのではないか。

開削が下流部にどの程度負荷を与えるかが問題である。猪名川の場合、狭窄部の規模と下流の河道幅から考えて、大した負荷はかからないとの意見もある。その場合は、ダムの代替案として開削があり得るのかどうか。有り得るなら検討対象とすべきである。

下流に負荷をかけないために、無堤地区に堤防を築堤し、破堤危険箇所を強化するのにどれぐらいの期間を要するのか。

現在、堤防強化の検討委員会というものがあり、そちらの結論を待つことになる。（河川管理者）

目標は10年でも100年くらいかかるのではないか。

狭窄部の開削について意見が分かれたのは、「狭窄部を開削することで余野川ダムが不必要になる」という市民グループの意見が発端になっているのではないか。これまでの議論はダムか開削かという二者択一ではなかったはずである。猪名川部会としては、「原則として狭窄部の開削はしない」という立場を貫くべきではないか。

そういった市民団体の意見もふまえた上で、議論すべきである。狭窄部を開削した場合とダムを建設した場合の費用対効果や環境への影響等を冷静に比較検討すべきである。狭窄部については、開削した場合、「いかなる洪水に対しても対応できるのか」ということが重要である。しかし、いかなる洪水に対しても下流域の治水安全度が保たれることはあり得ない。理論的に考えて「狭窄部は開削しない」という原則は固辞すべきである。

狭窄部の開削については、提言したとおり「原則として狭窄部の開削はしない」との意見が主流だろう。それ以外の意見は、別途付記することとする。（部会長代理）

水害に強い地域づくりについて

- ・ 猪名川のように、都市化が流域全体に広がっている事例は全国的な傾向として捉えることができる。治水対策上、ハード整備を優先するよりも、「浸水が起きても対応できる地域づくり」に重点が置かれるべきである。

そのことは当然、考えている。基礎原案にも「流域住民、関係行政機関とともに水害についての協議会の設立する」といった文言を示している。（河川管理者）

「法規制により、下流域における土地利用規制や住民の転居などを行う」といった内容は整備計画の中で示されているのか。

そういうことも協議会で議論していくが、現在の法体系では、土地利用規制などはでき

ない。(河川管理者)

水害に強い地域づくりのための協議会の設立は、淀川水系流域委員会としても応援したい。

基礎原案の「4.3 治水・防災」に、「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」とあるが、自分で守るということが一番に持ってきたことについては特に評価したい。

「狭窄部は当面開削しない」との考えは、「下流部の対策が完了するまで、長期間は開削できない」ということになる。その辺を基礎原案でも明確にすべきである。そのことが示されてはじめて住民に危機意識が生まれ、住民と行政による協議会設立といったソフト施策も芽生えてくるのではないか。

)その他

- ・ 住民意識としては、河川整備の予算配分について、ダム建設を抑制した分を河道整備に振り替える、といった弾力性を持った配分ができたらよいとの期待があるのだが、現実にそういうことはありえるのか。
必要性、緊急性などの優先順位で配分を振り替えることもありえるが、現予算制度の中ではそういった前提の基に予算枠が決められるものではない。(河川管理者)
- ・ 整備計画が、第2稿、基礎原案へと改訂されるに伴い、部分的ではあるが流域委員会の提言の趣旨が反映されてきている。これについては、意見書の中でも評価したい。
- ・ 流域ごと、河川ごとに住民参加の度合いや特徴が異なるため、河川レンジャーや対話集会のあり方も違ってくる。住民参加に関しては、地域ごとに綿密な整備計画を作成する必要があると思われるが、猪名川においても積極的に取り組んでもらいたい。
対話集会を行う際には、まずファシリテーターの人選が大事になってくる。
現在、ファシリテーターの人選は11月をめどに行っている。猪名川における対話集会の第一段としては、高水敷利用についての討論会を行う予定である。(河川管理者)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。